

会則第 16 条による諸規定

(出資金)

出資金は会員 1 名あたり 2,000 円とする。

(役員報酬)

役員手当として会は役員 1 名につき年間 1,000 円を支払う。

(役務・サービスの対価)

- 1、各種役務・サービスの対価は原則として 1 時間あたり当会会員 500 円、会員外 600 円プラス交通費実費とするが、役員会が適当と認めた場合は、その都度別に定める。
- 2、植木の伐採などの作業費用は仕事の難度によって、業者がその都度決める。
- 3、交通費のうち自家用車を交通手段とする場合には乙訓地域内(京都市西京区及び大阪府島本町を含む) 100 円地域外 200 円を基準とする。
- 4、運搬費用は 1 時間につき 500 円とし、走行キロ 10 km ごとに 100 円の燃料代金を追加する。
- 5、共同購入による運搬費用は 1 件毎に地域内 200 円、地域外 400 円を徴する。
- 6、会員は受け取った当該対価の内、交通費を除き 10% を会の会計に遅滞なく納入する。
- 7、会が所有する軽トラックの使用料金は 3 時間単位 1,000 円と、燃料費 10 円 / km の合計費用とする。
- 8、各種講習の講師を依頼する場合は当該講師が当会の会員である場合には、1 講師を占有する時間 1 時間当たり 500 円(会員外 600 円) プラス講師の交通費とする。
- 9、会員及び一般の参加者が会の仕事に従事中に死亡したとき、後遺障害の残るけがをしたとき及び、医師の治療を要する傷害を被ったときには下記費用を負担する
 - 1、死亡・後遺障害の残る傷害の場合、見舞金 50,000 円を支給する。
 - 2、傷害の治療費用は、総額 50,000 円までの実費を支給する。但し、上記 2 項の治療費用は他からの支払いを受けられる場合は、その費用分を控除して支給する。

「仕事に従事中」とは仕事のために出発したときから通常のコースをたどって帰宅する行き帰りの区間を含むものとする。